

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十八年三月奈良県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に、「第二十八条第二項」を「第三十条第二項」に、「第二号様式の二」を「第三号様式」に改める。

第三条中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改める。

第四条の見出しを「（許可及び協議に関する市町村長への意見聴取及び通知）」に改め、同条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十四条（法第十六条第四項）を「第十五条（法第十七条第四項）」に、「速やかに」を「あらかじめ」に改め、「特定開発行為地」の下に「（法第十条第一項に規定する特定開発行為をする土地の区域をいう。以下同じ。）」を加える。

第五条第一項中「第三号様式」を「第四号様式」に改める。

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「第九号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第三項中「第八号様式」を「第十号様式」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「第七号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（廃止の届出等に関する市町村長への通知）

第十二条 知事は、法第二十条の規定による届出を受理したとき又は法第二十一条第一項の規定により許可を取り消したとき若しくは許可に付した条件を変更したときは、速やかに、その旨を当該許可に係る特定開発行為地の属する市町村の長に通知しなければならない。

第九条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に、「第六号様式」を「第八号様

式」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に、「第五号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に、「第四号様式」を「第六号様式」に改め、同条第二項中「第十条第二項の図書及び第四条第二項」を「第十一条第二項の図書、省令第八条第二項に規定する計画図及び同条第五項に規定する構造計算書並びに第五条第一項に規定する計画説明書及び同条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（対策工事等の着手の届出）

第七条 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等に着手したときは、遅滞なく、対策工事等着手届（第四号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

第二号様式（表）中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同様式（裏）中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に改める。

第九号様式中「（第12条関係）」を「（第14条関係）」に、「立ててください」を「指示するにと」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第八号様式中「（第11条関係）」を「（第13条関係）」に、「第11条の」を「第13条の」に改め、同様式を第十号様式とする。

第七号様式中「（第10条関係）」を「（第11条関係）」に、「関する」を「関する法律」に、「第10条の」を「第11条の」に改め、同様式を第九号様式とする。

第六号様式中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「関する」を「関する法律」に、「第9条の」を「第10条の」に改め、同様式を第八号様式とする。

第五号様式中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に、「第16条第3項」を「第17条第3項」に改め、同様式を第七号様式とする。

第四号様式中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式を第六号様式とする。

第三号様式中「計画図等」を「計画図等」に改め、同様式を第四号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第 5 号様式（第 7 条関係）

対策工事等着手届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
連絡先

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日
5 工事施行者住所 氏名 連絡先	

- 備考 1 許可申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

第二号様式の二（表）中「~~毎28条~~毎1編」を「~~毎30条~~毎1編」に改め、同様式（裏）中「~~毎28条~~」を「~~毎30条~~」に改め、同様式を第三号様式とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。